

「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

最近の動向

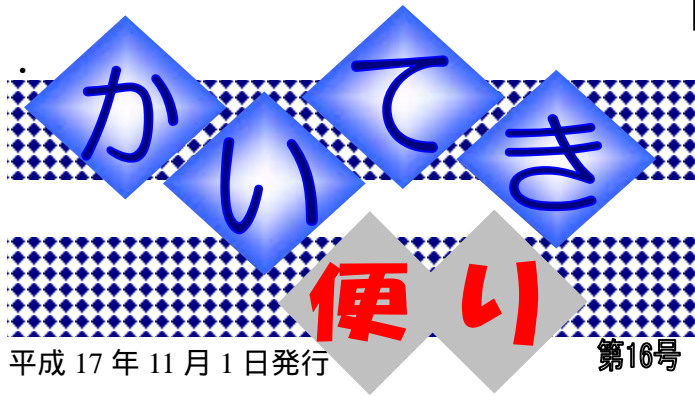
「新規サービスの基本的な考え方(案)が示されました」
「平成 16 年度監査実施事例について」

報酬算定・運営基準のQ&A

「旧措置入所者が月途中で、同一施設内において居室の種別を変更した場合、当該月の請求はどのように行うの？」

お知らせ

「請求明細書様式の変更について」
「厚生労働省通知「いわゆる住み込みにより同一介護者が訪問介護と家政婦サービスを行う場合の介護報酬上の取扱いについて」の掲載について」



平成 17 年 11 月 1 日発行

第16号

新規サービスの基本的な考え方(案)が示されました 最近の動向

さる 10 月 12 日、厚生労働省で開催された第 31 回介護給付費分科会において、平成 18 年 4 月から施行される新規サービスの基本的な考え方について検討が行われました。特に、地域密着型サービスについては、新たに創設される 6 サービス(小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護)について、具体的な報酬設定のあり方や基準設定の考え方について議論が行われ、報酬体系の骨格が整理されてきました。

【地域密着型サービス 基本的な視点(これまでの主な議論)】

中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにすることが目的であるが、対象者については要介護度で限定すべきではない。

医療との関わりが重要であり、多職種連携の中で健康管理をどうするのか、必要な時に適切な医療が利用できる体制をどう構築していくかについて検討が必要。

既存資源の活用、人員や設備に関する規制緩和、地域の他サービスとの連携等を推進し、できる限り高コスト、非効率なサービス提供にならないようにすることが重要。

報酬水準については、施設サービスや特定施設の報酬水準、在宅サービスの支給限度額や利用実績などを勘案して設定することが適当。

小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護はまったく新しいサービス類型であり、地域における多様な事業展開が可能となるよう、報酬の変更について柔軟な仕組みにすべき。

平成 16 年度 監査実施事例について 最近の動向

東京都福祉保健局指導監査室では、重大な不正や権利侵害に迅速かつ重点的に対応するため「特別機動班」を設置しました。実施指導検査や関係機関、利用者等の情報提供などから不正が疑われる事業所を対象に監査を実施しています。

平成 16 年度の監査実施の結果は以下のとおりでした。今後とも適正な事業運営をお願いします。

【平成 16 年度監査の結果、判明した不正事例】

居宅介護支援事業所

- ・ 常勤の管理者・介護支援専門員が配置されていない。

訪問介護事業所

- ・ 常勤の管理者・介護支援専門員が配置されていない。
- ・ 生活援助中心型のサービスを身体介護中心型のサービスとした過大請求。
- ・ 介護報酬対象とならないサービス提供(リハビリ治療中の待ち時間・利用者不在時・利用者家族へのサービス等)による不正請求。
- ・ 架空の実施記録を作成し、介護報酬を不正に請求、受領した。

福祉用具貸与事業所

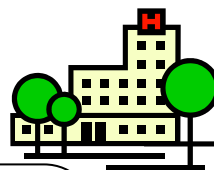
- ・ 管理者及び専門相談員の人員配置基準を満たしていない。
- ・ 不正な申請(偽装書類の作成等)により事業者の指定を受けた。

以上のような不正を組織的に行っていたため、指定取消等の処分に至っています。

Q 旧措置入所者が月途中で、同一施設内において居室の種別を変更した場合、当該月の請求はどのように行うの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 変更後の種別における適用年月日は月の初日に遡るため、当該月全体について、利用者から変更後の居室の料金を徴収します。また、施設サービス費も、当該月全体について変更後の給付率に従って国保連へ請求します。



【例:10月16日に、同一施設内において、多床室からユニット型個室に移った場合】

居住費 ユニット型個室の費用を31日分徴収する。
(補足的給付もユニット型の額で支給する)

施設サービス費 ユニット型個室の施設サービス費について、ユニット型に入所した場合の給付率で31日分請求する。

利用者は月前半の15日間について多床室に入所していたわけだが、料金については、31日分ユニット型個室の額を支払うこととなります。



請求明細書様式の変更について お知らせ

短期入所生活介護・短期入所療養介護及び介護保険三施設
平成17年10月分から請求明細書様式が変更になります

変更後の請求明細書の記載においては、下記の点について特にご注意ください。

「多床室」の報酬算定に伴う「摘要欄」の番号の記載

【記載例】

給付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数・日数	サービス単位数	摘 要
	小福施 3	512135	958	30	28740	

「多床室」に該当するサービスコード

「多床室」のサービスコードの適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること
 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置
 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者(30日いないの者)
 4 居住面積が一定以下
 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者

多床室に該当するサービスコードに対し、「摘要欄」に適用理由の番号の記載(設定)がない場合は審査エラー(エラーコード:QR)となり、返戻扱いになります。

【問い合わせ先】 東京都国保連合会介護事務審査課 TEL 03(6238)0207

厚生労働省通知「いわゆる「住み込み」により同一介護者が「訪問介護」と「家政婦」サービスを行う場合の介護報酬上の取扱いについて」の掲載について

お知らせ

厚生労働省老健局老人保健課より平成17年9月14日付で標記の通知が発出されましたのでお知らせします。

通知本文については、「東京都介護サービス情報(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp>) > 書式ライブラリー > 介護報酬等厚生労働省からの通知」に掲載しておりますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】 在宅支援課在宅運営係 TEL 03(5320)4274